人権啓発コーナー No.28

差別のない明るいまちを

犯罪被害者等の人権

これまで、冤罪（えんざい）事件の反省から被疑者・被告人の人権擁護には力が注がれてきましたが、被害者の人権については、ほとんど触れられてきませんでした。

しかし、犯罪がますます増加し、予期せぬ犯罪によって幸福に生きる権利を失う犯罪被害者も増えています。

幸福に生きる権利を奪われるのは被害者本人だけではないため、その家族や遺族を含めて、法律などでは「犯罪被害者等」という言葉が用いられています。

この犯罪被害者等というのは一部の特別な人ではありません。明日、あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれることになるかもしれないのです。

◆犯罪被害者等の現状

犯罪被害者やその家族が受ける被害は、命を奪われる、傷つけられる、物やお金を奪われるなどの生命・身体・財産上の直接の被害だけではありません。

犯罪に巻き込まれ、働き手を失うことや失職、転職、医療費の負担等による経済的困窮が家族の生活や将来までも変えてしまう。さらに、「なぜ自分が・・・」というやり場のない悲しみ、謂われなき中傷や偏見、孤立に苦しむなどの二次被害も多いのが現状です。

ある被害者は事件後、黙って耐えるしかないという社会通念の中で苦しんできたと言います。加害者への憎しみや心の苦しさを吐露したら諭され、「立派な自分」を演じることを求められる。示談を拒否したら非難され、受け入れたら「示談金が入って・・・」とねたまれる。さらに、マスコミによる興味本位の取材や報道、そして、人々の心ないうわさは延々と続く。

このように、犯罪被害者やその家族や遺族は、平穏な生活を送ることさえできない厳しい状況になることもまれではありません。

◆保障されるべき主な権利

①被害回復の権利

犯罪被害者の人たちは、生命を奪われる、傷害を負わされるなどの経済的・精神的な損害や高額医療費や弁護士費用などの経済的な負担を強いられます。

このような被害からの回復や経済的な支援を受けることは、権利として保障されなければなりません。

②二次的被害を受けない権利

マスコミの取材や報道により平穏な生活が保てなくなるなど、プライバシーを侵害されることがあります。また、周囲の人のうわさや興味本位の心ない言葉、誤解による中傷、インターネット上の悪意の書き込み、治療や回復過程での配慮に欠ける対応が被害者の精神的負担を大きくすることになります。

このような被害を受けないように、マスメディアを活用または拒否する権利が保障されなければなりません。

③知る権利

被害者やその家族は、どうして被害に遭ったのかなど、特に被害者が亡くなった場合は、本人から聞くことができないため、犯罪に関する情報を得たいと望んでいます。

被害者やその家族が真実を知ることは、権利として保障されなければなりません。

◆犯罪被害者とともに

一九八〇（昭和五十五）年には、一九七四（昭和四十九）年に起きた三菱重工ビル爆破事件を契機に、「犯罪被害者等給付金支給法」が制定されました。これにより、国が被害者や遺族に給付金を支給する公的支援が始まりました。

さらに、二〇〇五（平成十七）年には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者の権利が初めて明文化され、支援することが国や地方公共団体、国民の責務として位置づけられました。

また、社会的な関心の高まりや関係者の努力により、被害者やその家族が刑事裁判で質問や意見を述べることができる被害者参加制度が創設され、一定条件のもとでの被害者やその家族の少年審判の傍聴が認められるなど、司法制度の整備も進んでいます。

このように制度上で、犯罪被害者やその家族に対する配慮や支援する動きがありますが、私たち一人ひとりが犯罪被害者やその家族の置かれた状況を正しく理解し、生命の尊さを基盤に人権に配慮して接することも大切なことではないでしょうか。

参考・引用文献

「人権啓発パンフレット」
人権教育啓発推進センター発行

「じんけん」
徳島県高等学校
人権教育研究会発行

人権の詩

花屋のじいさん

金子みすゞ

花屋のじいさん
花売りに、
お花は町でみな売れた。

花屋のじいさん
さびしいな、
育てたお花がみな売れた。

花屋のじいさん
日がくれりゃ、
ぽっつり一人でこやのなか。

花屋のじいさん
ゆめにみる、
売ったお花のしあわせを。

出典「金子みすゞ童謡絵本明るいほうへ」
選　矢崎節夫・絵　高畠　純
ＪＵＬＡ出版局　発行

※このページは参考・引用文献に基づく表記をしています。

お問い合わせは、市人権推進課（教育庁舎1階　☎３２・２１２２）まで。

《今月は、市県民税４期分、後期高齢者医療保険料６期分、国民健康保険税・介護保険料７期分の納付月です。》
忘れずに納期限内に納めましょう。